

第8回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成23年1月18日(火)
時間	午後2時から
会場	市民生活センター 研修室

1 開会

2 開会あいさつ

京都市文化市民局長 山岸 吉和

3 委員の紹介

4 議題

- 路上喫煙等禁止区域の新たな指定について

5 その他

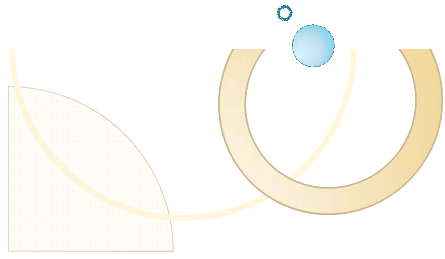
6 閉会

第8回「京都市路上喫煙等対策審議会」

審議資料

路上喫煙等禁止区域の新たな指定について

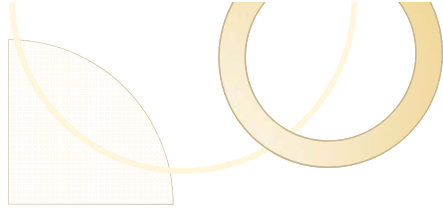
新たな禁止区域の指定（本市案）



路上喫煙等禁止区域の 新たな指定について



平成23年1月18日
第8回
京都市路上喫煙等対策審議会



1 条例の目的 (平成19年6月1日制定)

◎ 目的

路上喫煙によるやけどなどの被害を防止するとともに、健康への影響を抑制し、市民及び観光旅行者等の安心かつ安全で健康的な生活を確保

◎ 市内全域

屋外の公共の場所では路上喫煙をしないよう努力する義務が課されている

2 これまでの取組

路上喫煙等禁止区域

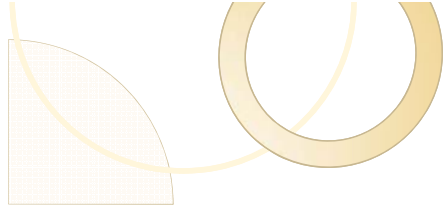
+

市民啓発

+

路上喫煙等監視指導員
による過料徴収・指導

路上喫煙等に
対する
市民の意識と
喫煙マナーの
向上



路上喫煙等禁止区域

◎平成19年11月1日

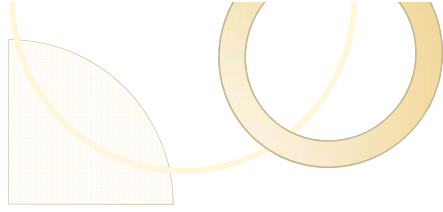
路上喫煙による危険性が特に高い市内中心部10路線を
「禁止区域」に指定（約7.1km）

◎平成20年6月1日～

「禁止区域」での違反者に対し1千円の過料を科す

◎平成22年7月1日

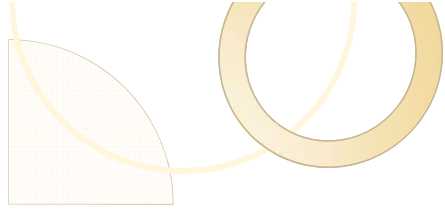
「禁止区域」を御池通、河原町通、四条通、烏丸通に
囲まれた区域を拡大（約16.5km）



現在の禁止区域



オレンジ色は、平成19年11月1日に指定した10路線約7.1km
赤色は、平成22年7月1日に指定、禁止区域は約16.5kmに拡大



市民啓発

(禁止区域の告示から拡大に向けた取組)

広報紙等

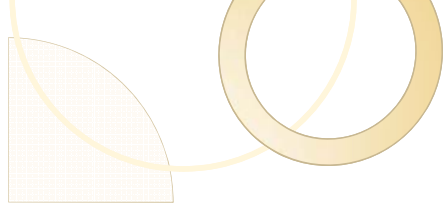
- 市民しんぶん・京都市民ニュース
- 地下鉄車内吊などポスターの掲示
- 新聞広告 など

街頭啓発

- 各区ふれあいまつり
- 街頭啓発

路上喫煙等 防止啓発推進員

- サービス事業課職員35名による
啓発活動



広報紙等

◆市民しんぶん（全市版）

平成22年5月1日号，7月1日号

◆京都市民ニュース

平成22年5月号，7月号

◆ポスターの掲示

市政広報板（5/15～）

地下鉄車内吊り（6/10～）

◆広告等

京都新聞朝刊（6/27全5段）

祇園祭パンフレット 日本語15万部，英語8千部
月刊「京都」7月号

「誰もが安心・安全で気持ちよく暮らせるまち」の実現に向けて
平成22年7月1日から
路上喫煙等禁止区域を拡大します

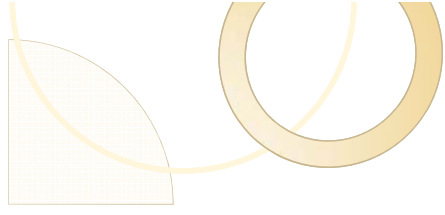
市内全域で路上喫煙をしないよう努力する取組を進めています。
また、禁止区域内での違反者には、**1,000円**の過料を科しています。
罰金はマナーを守って、決められた場所で行いましょう。

路上喫煙等禁止区域

禁止区域内には、禁止区域を示すマークが入った立札、標及び誘導標等が設置されています。
道路・歩道及び河川敷等における「路上喫煙等禁止標識」は身分証明書を携帯する必要があります。

※路上喫煙禁止は、罰金や過料の課税の対象ではありません。ご自身の身のまわりの安全のために遵守してください。

京都市



テレビ・ラジオ

◆テレビ（KBS）

市政広報番組「京のまち」（6/27）

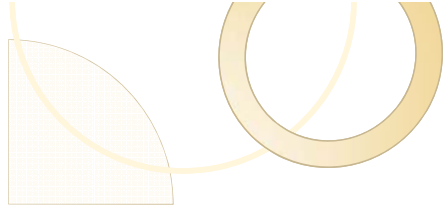
CM「PRスポット」（6/28～7/7）

「ぽじポジたまご」（6/30）

◆ラジオ

KYOTO CITY PUBLIC LINE 5・6月（マスターション）

ちよこつと情報☆きょうと 5・6月（KBS）



映像等

◎市内5映画館「フラッシュニュース」

(7月1日～8月31日)

◎電光掲示板等の標示

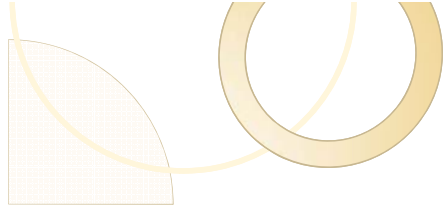
市役所前大型電光文字表示 (5月中)

ゼスト御池マルチビジョン (5月中)

京都市総合観光案内所 (6/14～)

◎インターネットの掲載

京都市情報館 (4/25～)



街頭啓発

◆各区分れあいまつり

13区・支所



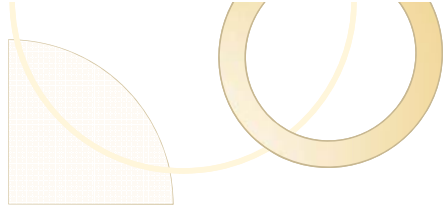
◆「京都・まち美化大作戦」(6/6)

◆路上喫煙等禁止区域拡大に係る

街頭啓発(7/1)

路上喫煙等防止啓発推進員の出発式など

◆「道の日」記念事業啓発活動(8/10)



路上喫煙等防止啓発推進員

路上喫煙等監視指導員の業務を支援するため、平成22年7月1日に市長が**サービスマネジメント課職員35名**を任命

(主な活動)

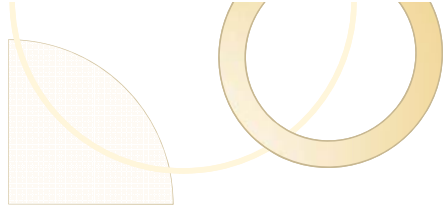
- ◎華やぎ支援事業（都心部や主要観光地等）や違法駐車等防止対策事業（都心部の幹線道路や京都駅周辺等）における**路上喫煙等防止啓発**

◎街頭啓発活動

- 7月1日，7月15日（祇園祭），
8月16日（五山の送り火），8月25日，10月22日（時代祭）

※華やぎ支援事業

まちの美化，自転車走行マナー啓発，観光スポット・公共交通機関の案内等



3 現状

※ 路上喫煙率
1時間当たりの通行者に占める
喫煙者の割合

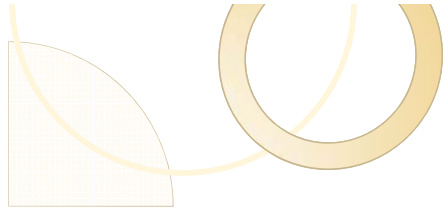
◎禁止区域内では、路上喫煙率が**約84%減少**

0.68%⇒0.11%

◎禁止区域外でも、路上喫煙率は**半減**

1.27%⇒0.69%

路上喫煙率 (%)	指定前 H19.7~9	指定直後 H19.11	徴収直前 H20.5	徴収直後 H20.6	直近 H22.8
禁止区域内	0.68	0.38	0.23	0.10	0.11
禁止区域外	1.27	0.88	0.69	0.44	0.69



過料徴収件数 (単位：件)

	20年度	21年度	22年度
4月		18	134
5月		38	159
6月	88	22	142
7月	73	37	140
8月	41	21	194
9月	50	35	217
10月	43	26	213
11月	52	40	302
12月	30	20	
1月	30	37	
2月	36	36	
3月	35	61	
合計	478	391	1,501
月平均	47.8	32.6	187.6



4 課題

(1) 「先斗町の将来を考える集い」からの要望

① 先斗町通及び木屋町通と先斗町通を結ぶ細路地の禁止区域の指定

② 先斗町の自主的な啓発活動に対する協力

等を求める要望書が平成22年5月に京都市及び本審議会に対し提出された。

(2) 喫煙場所の確保

喫煙マナーの向上，喫煙者と非喫煙者の共存の観点から，路上喫煙等による危険性が少なく付近住民の同意が得られる場所で設置を検討

現在，新京極公園において設置に向けて協議中

5 審議会答申

(平成22年4月6日)

◎禁止区域の指定に対する基本的な考え方

喫煙する自由を制限し，路上喫煙者に対する制裁としての側面があり，周囲の市民等に迷惑や危険をおよぼす危険性が高い地域に限定すべき

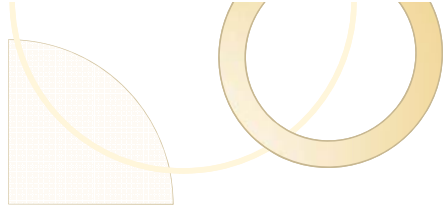
◎今後の路上喫煙対策の在り方

(1) 新たな禁止区域の指定

禁止区域を指定することによって，高い広報効果が期待できる区域の選定に向け，継続して検討していく必要がある

(2) 住民団体等との協働

路上喫煙対策を実施する住民団体等と緊密に連携を図り，地域の自主的な活動を支援していく必要がある



6 新たな禁止区域（観光地）の指定（案）

新たに

国際観光都市・京都において
高い広報効果が期待できる地域

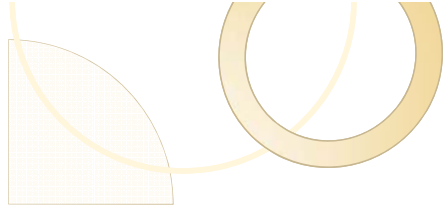


◆ **京都駅周辺**

国内外からの観光旅行者の玄関口，
市内観光地への出発点

◆ **清水・祇園周辺**

最も多くの観光旅行者が訪れている観光地



京都駅は、京都市の玄関口 市内観光地への出発点

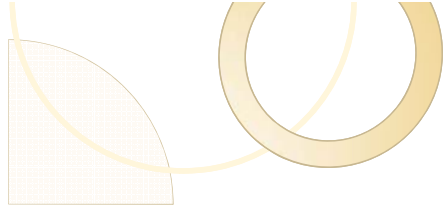
◎京都市の玄関口

新幹線，JRや近鉄の特急列車や長距離バスの
発着が京都駅に集中している

◎市内観光地への出発点

観光地をはじめ市内各地に行く公共交通機関が
集まる市内最大のターミナル

⇒市内全域で「路上喫煙等をしない」努力義務が
あることを**最初に**周知できる最適な地域



京都駅は市内最大の乗客数

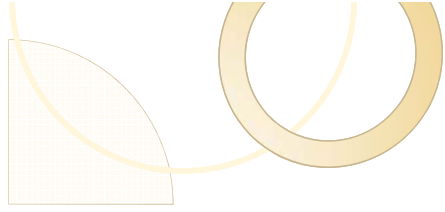
◎JR（在来線・新幹線）と近鉄を合わせて
年間99,018千人

最も多くの観光旅行者に直接啓発できる

（単位：千人）

	駅名	路線名	乗客数		駅名	路線名	乗客数
1	京都	JR西日本	66,613	6	山科	JR西日本	11,388
2	京都	近鉄	20,267	7	桂	阪急	11,232
3	烏丸	阪急	15,752	8	丹波橋	近鉄	10,478
4	河原町	阪急	15,507	9	丹波橋	京阪	10,320
5	京都	JR東海	12,138	10	祇園四条	京阪	8,578

（参考：平成21年京都市統計情報書）



清水・祇園周辺



◎市街地にあって、
京都らしい町並み，歴史的資産，自然景観がある
京都を象徴する観光地

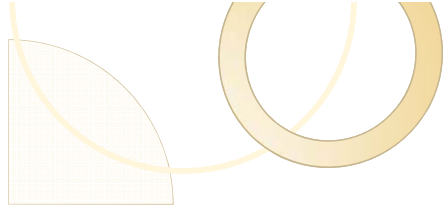
◎長年，最も多くの観光旅行者が訪れている



◎外国人観光者にも人気が高く，
国内外の発信力が高い



◎地域主体による先進的なまちづくりに取り組まれている



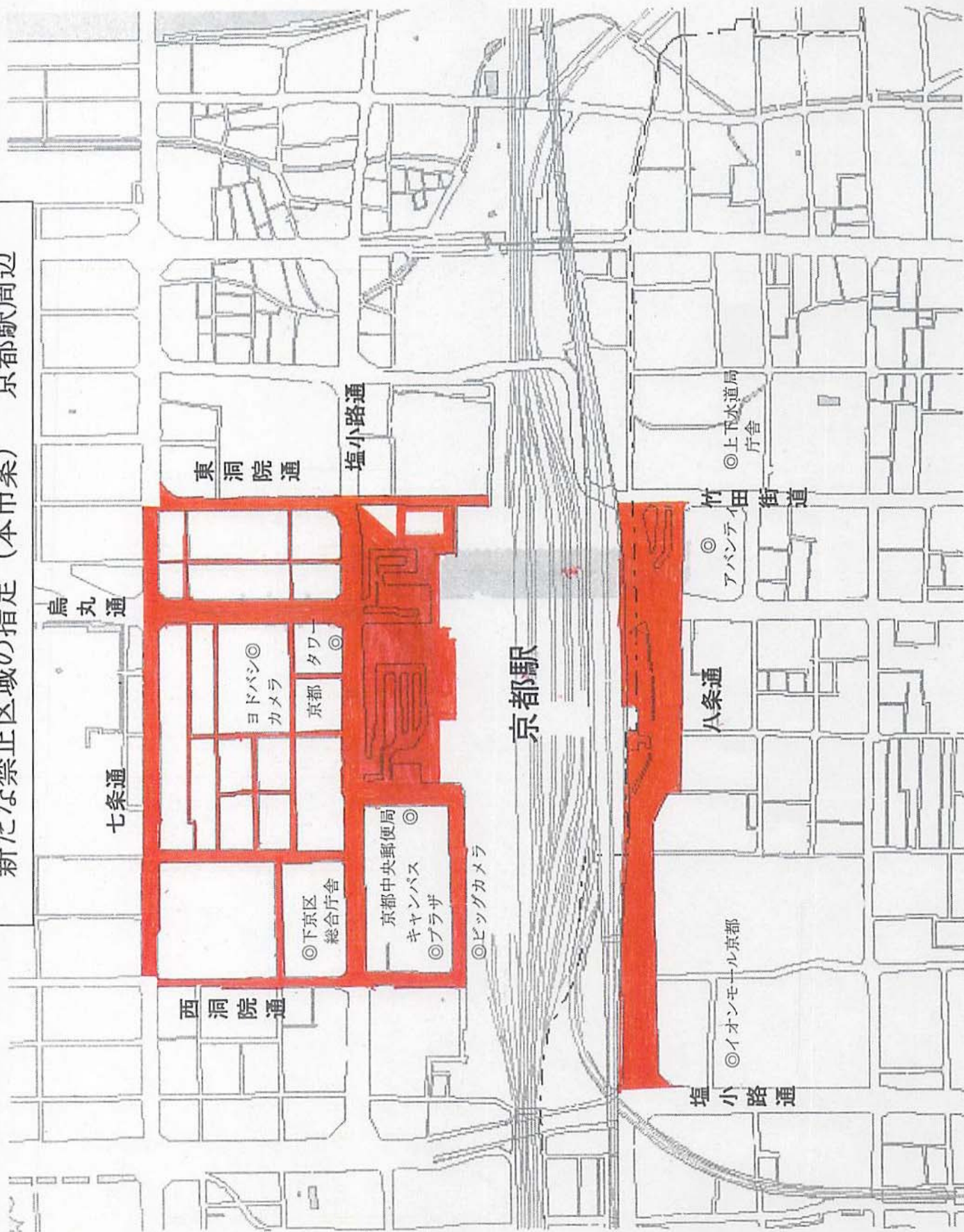
観光客市内訪問地調 上位10箇所

(参考：平成21年京都市観光調査年報)

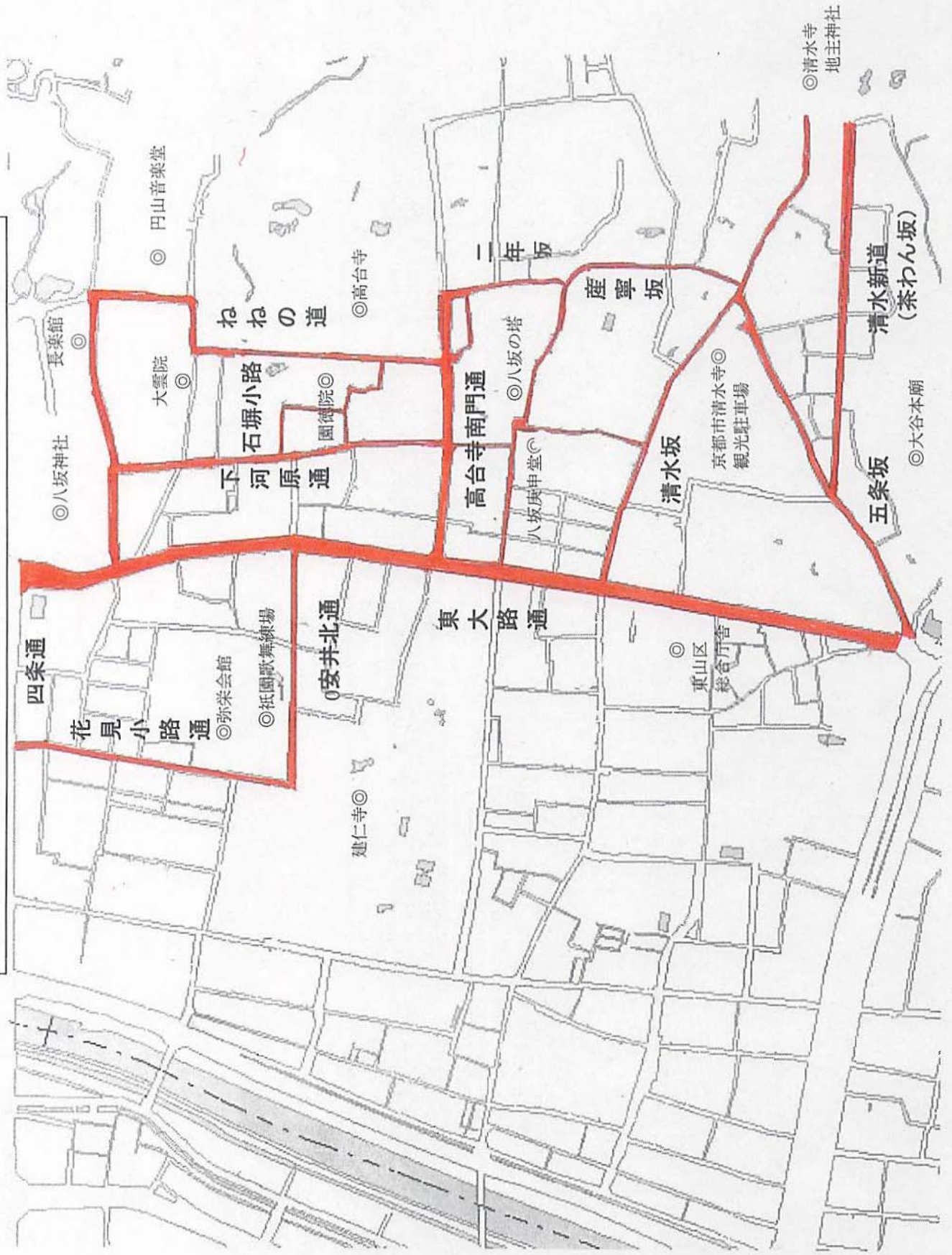
◎清水寺周辺には、長年、最も多くの観光旅行者が訪れている
(単位：%)

	21年	20年	19年	11年
清水寺	21.1	清水寺 20.4	清水寺 21.2	清水寺 29.9
嵐山	15.7	嵐山 16.2	嵐山 15.9	嵐山 18.3
金閣寺	11.8	金閣寺 11.4	金閣寺 12.0	金閣寺 15.4
銀閣寺	9.0	銀閣寺 9.4	銀閣寺 9.7	銀閣寺 15.1
南禅寺	8.5	南禅寺 9.0	南禅寺 9.5	哲学の道 12.7
二条城	7.5	八坂神社 7.2	高台寺 7.2	南禅寺 12.7
八坂神社	7.1	高台寺 7.0	八坂神社 7.0	八坂神社 12.7
高台寺	6.8	二条城 6.8	二条城 6.7	二条城 11.6
嵯峨野	6.0	嵯峨野 6.3	嵯峨野 6.4	平安神宮 10.8
平安神宮	5.7	鞍馬貴船 6.2	鞍馬貴船 6.1	貴船鞍馬 9.7

新たな禁止区域の指定 (本市案) 京都駅周辺



新たな禁止区域の指定（本市案） 清水・祇園周辺



参考

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の
施行に関する重要事項について（答申）

（新たな路上喫煙等禁止区域の指定について）

平成22年4月

京都市路上喫煙等対策審議会

はじめに

喫煙行為は、個人の自由の範疇に属する行為であり、喫煙時に周囲の方の身体等への被害の防止や健康への影響の抑制を図ることは、第一に喫煙者自らがマナーとして守るべき事柄である。

しかし、マナーを欠いた喫煙行為によるやけどや焼け焦げ等の被害の防止や健康への影響の抑制を図るため、公共の場所での喫煙行為に対しては、公的なルールとして一定の規制が必要である。

そこで、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」（以下「条例」という。）が平成19年6月1日に施行された。

この条例は、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図る趣旨で制定されたものであり、京都市路上喫煙等対策審議会は、条例第7条の規定に基づく市長の諮問機関として設置されている。

この度、本審議会は、平成21年11月2日付け文市地第68号により、条例の施行に関する重要事項として、新たな路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）の指定についての諮問を受け、京都市が提示した市内中心部の追加指定案について答申を行うものである。

この市内中心部での禁止区域の指定を契機として、より多くの市民等が「路上喫煙等はいけない。」との認識を共有し、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上が図られることはもとより、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

1 これまでの禁止区域指定の考え方

喫煙する自由を制限し、かつ、路上喫煙者に対する制裁としての側面を有する禁止区域の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる（危険性が高い）と想定される地域に限定すべきである。また、禁止区域に指定すること自体に一定の啓発効果が期待できるため、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めていくことができる区域とすることが重要である。

禁止区域の指定は、禁止区域内では過料徴収を伴うことから、禁止区域での路上喫煙等を抑止すること（抑止効果）及び違反者に条例に対する理解を促進し再発を防止すること（再発防止効果）が期待でき、その結果、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上を図ることができる区域であることが求められる。

2 現状と課題

これらの考え方を基礎として、京都市では、平成19年11月1日に禁止区域を指定するとともに、平成20年6月1日から過料徴収を開始してきたところである。

これまでの取組の効果を検証すると、禁止区域指定前と比較して、禁止区域での路上喫煙等を行っている者（以下「路上喫煙者」という。）の割合は大幅に減少するなど大きな効果が表れている。

その一方で、市民等に「路上喫煙等はいけない。」との認識が十分に浸透しておらず、禁止区域以外では路上喫煙者が見受けられる状況にある。

3 具体的な禁止区域について

禁止区域周辺での路上喫煙者を減少させることができるとともに、これまで以上に市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、取組の広報効果を高めることができる区域として、京都市が提示した案のとおり指定することを妥当とする。

◎京都市案

河原町通，四条通，烏丸通，御池通で囲まれた本市が管理する道路

ただし、京都市案の囲まれた範囲内にある、誰もが通行でき、広く一般に開放されている私有地については、禁止区域の指定に関して、京都市が土地所有者等に説明し、理解が得られる場合には、適時指定するものとする。

4 今後の路上喫煙対策のあり方について

本審議会では、現行禁止区域における課題解決を図るため、京都市案に対し、答申として一定の結論を導き出した。京都市においては、この答申を踏まえ、課題解決に向けて禁止区域を指定することはもとより、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの更なる向上が図られるよう、今後、路上喫煙対策を推進するに当たり、以下の2項目について留意すること。

- ・ 諮問事項である「新たな路上喫煙等禁止区域の指定」について、本審議会の場で、継続して検討していく必要があるものと認識している。そのため、京都市では、この答申で示した考え方を前提として、禁止区域に指定することによって、高い広報効果が期待できる区域の選定に向けた調査、検討を行うこと。
- ・ 路上喫煙対策を実施する住民団体等と緊密に連携を図り、地域の自主的な活動を支援すること。